

「居住支援協議会等が必要と認める改修工事（令和7年6月時点）」

居住支援協議会名：東京都居住支援協議会

＜記入要領＞

今般の変更後の「居住支援協議会等が必要と認める改修工事」の対象候補を、以下のとおり「補助対象工事細目一覧」にしましたので、各居住支援協議会等が必要と認める改修工事に該当するもの（共用部分・住戸部分）に○をつけてください。

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業 補助対象工事細目一覧		共用	住戸
居住支援協議会等が認める工事			
入居者の身体等の状況に応じて必要となる工事			
車いす対応台所の設置等		○	○
車いす生活者等に配慮したコンセント位置の移設又は設置		○	○
福祉型便所の設置等		○	○
脱衣所、玄関に腰掛け台の設置（固定）		○	○
聴覚障害者用お知らせランプの設置		○	○
点字表示の設置		○	○
居室の水栓器具の取替え（レバー式蛇口やワンプッシュ式シャワー等への取替え）		○	○
居室のサッシのクレセントを大型レバー型に改修		○	○
屋根除雪作業のための軽減措置（融雪装置の設置等）		○	○
ヒートショック対策工事（浴室・脱衣室・便所・寝室）			
断熱材の設置			
断熱タイル設置		○	○
断熱フローリングの整備		○	○
グラスウール・押出し発泡ポリスチレン等の増設		○	○
断熱サッシの設置			
内窓設置		○	○
複層ガラス設置		○	○
断熱雨戸設置		○	○
遮熱ガラリ設置		○	○
気密シートの設置		○	○
暖房便座への更新（温水シャワー付含む）		○	○
遮熱塗装		○	○
子育てなどに配慮した改修（子育てに配慮した住宅のガイドライン記載内容などの改修）別表		○	○
①物件取得の直後又は②サブリースにより住宅を供給する主体がサブリース物件の借上直後に行う、居住のために最低限必要な改修工事			
洗面、便所、浴室等水回りの設備の設置			○
劣化した内装材の改修			○

別表 子育てなどに配慮した改修（子育てに配慮した住宅のガイドライン記載内容などの改修）

項 目	工事内容等
（１）基本性能等に関する配慮事項	
段差解消	住戸内、バルコニー出入り口の段差の解消
転落防止・落下物による危険防止	危険防止のための手すりの設置 転落防止措置
防犯対策	防犯カメラの設置 カメラ付きインターホンの設置 合わせガラス、防犯フィルム、鍵付きクレセントの設置 防犯対策用の鍵に交換
防音対策	界床、界壁、開口部（サッシ等）の防音性確保
（２）単位空間別の配慮事項	
玄関	ドアストッパーやドアクローザーの設置
	指挟みの防止措置
	ベビーカー、三輪車置場の確保
	手すりの設置
	補助照明の設置 利便性への配慮（エントランス部） ・オートロックの設置 ・宅配ボックスの設置
洗面所・脱衣所	利便性への配慮
	・操作しやすい水栓器具の設置
	・シャワーヘッド付水栓の設置
	手すりの設置
	暖房機等の設置 住戸内洗濯機置き場の設置
浴室	進入防止鍵等の設置
	防滑床への変更
	手すりの設置
	広さの確保
	水栓器具へのやけど事故防止措置
	浴室暖房乾燥機の設置
トイレ	広さの確保
	手すりの設置
	外から開けられる鍵の設置
	外開き又は引き戸の設置
	洋式便器への変更
台所	対面式キッチンの設置、広さの確保
	利便性への配慮
	・操作しやすい水栓器具の設置
	危険防止設備等の設置 ・チャイルドロック付き調理器の設置 ・ガス漏れ検知器の設置

項目	工事内容等
建具	ドアストッパーやドアクローザーの設置
	指挟みの防止措置
	引き戸の指挟み防止措置
	折戸の指挟み防止措置
	使いやすい形状の取っ手の設置
	ドア内のガラスを安全ガラスに変更
居室	ワイドスイッチの設置
	シャッター付コンセントの設置
	コンセント位置の移設
	収納スペースの確保
	壁等の出隅の面取り
	緩衝材の設置
	家具等の転落防止措置 ・ 付け長押の設置 ・ 家具を固定するための下地の設置
	可変性のある間取りへの改修
バルコニー	チャイルドロック付避難ハッチの設置
	スロップシンクの設置
住戸内通路及び出入口	幅員の確保
住戸内階段	手すりの設置

※その他、「子育てに配慮した住宅のガイドライン」における「建物を整備する際の配慮事項」を含む。

なお、整備の目安については、「子育てに配慮した住宅のガイドライン」を参考にすること。